（総務省の職員の軽油引取税に関する調査の終了の際の手続）

第百四十四条の三十八の四　総務大臣は、軽油引取税に関する実地の調査を行つた結果、元売業者等のうち元売業者について第百四十四条の七第二項の規定により元売業者の指定を取り消すことができると認められない場合には、元売業者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において同項の規定により元売業者の指定を取り消すことができると認められない旨を書面により通知するものとし、元売業者等のうち元売業者以外の者について同条第一項に規定する要件に該当すると認められる場合には、元売業者以外の者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において同項に規定する要件に該当すると認められる旨を書面により通知するものとする。

2　総務大臣は、軽油引取税に関する調査の結果、元売業者等のうち元売業者について第百四十四条の七第二項の規定により元売業者の指定を取り消すことができると認められる場合には、当該元売業者に対し、その時点において同項の規定により元売業者の指定を取り消すことができると認められる旨及びその理由を説明するものとし、元売業者等のうち元売業者以外の者について同条第一項に規定する要件に該当すると認められない場合には、当該元売業者以外の者に対し、その時点において同項に規定する要件に該当すると認められない旨及びその理由を説明するものとする。

3　実地の調査により質問検査等を行つた元売業者等について税務代理人がある場合において、当該元売業者等の同意がある場合には、当該元売業者等への第一項又は前項の規定による通知又は説明に代えて、当該税務代理人へのこれらの規定による通知又は説明を行うことができる。

（政令への委任）

第百四十四条の三十八の五　第百四十四条の三十八から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の軽油引取税に関する調査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第百四十四条の三十九の見出し中「職員の」の下に「行う」を加え、同条第一項第一号中「前条第一項」を「第百四十四条の三十八第一項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　第百四十四条の三十八第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第百四十四条の三十九第一項第三号中「前条第一項」を「第百四十四条の三十八第一項」に、「総務省の職員」を「総務省指定職員」に改める。

第百五十五条の見出しを「（徴税吏員の自動車税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第百五十六条第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第百八十八条の見出しを「（徴税吏員の鉱区税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第百八十九条第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第二百六十四条の見出しを「（徴税吏員の道府県法定外普通税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第二百六十五条第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第二百九十二条第一項第四号の四中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削る。

第二百九十八条の見出しを「（徴税吏員の市町村民税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第二百九十九条第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第三百十三条第八項中「当該純損失」を「当該純損失の金額」に改め、「その提出期限まで（国の税務官署においてやむを得ない事情があると認めるときは、その提出期限後）に」を削り、「その後において」を「当該純損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後の年度分の市町村民税について連続して」に改め、「（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」及び「連続して」を削り、同条第九項中「第三百十七条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した同条第一項又は第三項」を「第三百十七条の二第一項又は第三項」に、「提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において」を「提出し、かつ」に改め、「（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」を削る。

第三百二十一条の八第五項中「七年」を「九年」に改め、「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第七項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第九項中「七年」を「九年」に改め、「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第十項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改め、同条第十二項中「七年」を「九年」に改め、「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第十三項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第十五項中「七年」を「九年」に改め、「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第十六項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改め、同条第二十二項中「第二十条の九の三第五項」を「第二十条の九の三第六項」に改める。